

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県宿舍管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことにかんがみ、貸付料に係る違約金の率を見直す。

2 規則の概要

(1) 貸付料に係る違約金は、延滞金額につき年3.3パーセント(現行 年3.6パーセント)の割合で計算した額とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 環境影響評価の対象事業の実施に係る許認可等を行う者が知事以外の者である場合に評価書を送付すべき相手方を定めた規定中、引用している自然公園法の根拠条項を改める。

(2) 施行期日は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日とする。

鳥取県食品衛生法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県食品衛生法施行条例の一部が改正され、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準に消費者への食品等の回収等に関する情報提供を行うことが定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 営業者が実施することが望ましい衛生的措置の基準を定めた規定中、食品衛生上不良な食品の回収等に関する情報を公表すること及び消費者への販売食品等についての安全性に関する情報提供を行うことを削除する。

(2) 食品衛生責任者の責務、食品衛生責任者の設置等の届出及び食品取扱施設における食品取扱者等に対する教育訓練について定めた規定中、営業者の定義に引用している根拠条項等を改める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(2)及び(3)の一部を除き、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。